

2026(令和8)年度 人権啓発冊子

ヒューマンライツ

～だれもが しあわせにくらせる社会へ～

2025(令和7)年度 別府市小・中学生「人権ポスター」



別府市長賞



別府市立上人小学校 3年 ^{てらだ}寺田 ^{とうま}到真

～「ヒューマンライツ」の作成にあたって～

人権とは、人が人として、社会の中で、自由に考え、自由に行動し、幸福に暮らせる権利で、私たち一人ひとりが生まれながらにもっています。

まず大人が、自分の人権も他者の人権も大切にする態度や技術を高めていくこと。そして、その大人の姿をとおして、こどもたちも、自分や他者を大切にすることを学んでいく…そのような地域社会の実現をめざし毎年発行しています。

私たち一人ひとりが、人権の問題を自分の問題として考え、差別を見ぬく力を養い、差別をせず、差別をなくしていく一人になれるよう、一緒に考える機会になればと思います。

別府市

SNS等のネットにおける 人権侵害

その書き込み、
大丈夫？

STOP!

インターネットやSNS等の普及に伴い、誰でも簡単に情報発信ができ、利用者間で簡単にコミュニケーションを行うことが可能になりました。一方で、匿名による誹謗中傷やプライバシー情報の無断発信、ネットいじめなど、人権に関わる問題が深刻化しています。

ーSNS とはー

インターネット上で友人や同じ趣味を持つ人たちが集まったり、近隣地域の住民が集まったりし、ある程度閉ざされた場にする事で、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしています。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えています。

ーインターネット上での権利侵害とはー

誹謗中傷などの名誉棄損行為、なりすまし行為、プライバシー権の侵害行為、差別の助長（レッテル貼り、偏見）など



インターネット上で投稿する場合の心構え

他人の権利を侵害するような表現行為には、刑罰による制限を受けることがあります。

○インターネット（SNS 含む）は公開の場である

自身はスマホを見ているだけかもしれないが、その向こうに何万人もの人がいる可能性があることを常に認識しておく。

○匿名であっても、投稿者を特定することは可能である

IP アドレスやタイムスタンプからの特定、登録した際の電話番号、メールアドレスからの特定は可能

○自分の個人情報を公開しない

万が一「炎上」が生じてしまった場合、断片的な情報から、実名、勤務先、顔写真等が特定され、暴かれてしまうことがある。



一人ひとりが、ルールとモラルを守ってインターネット上の情報と上手に付き合い、お互いの人権を尊重した行動をとりましょう。

「部落差別問題解消推進法」

正式名称：「部落差別の解消の推進に関する法律」2016（平成28）年12月16日施行

この法律は、「現在もなお部落差別は存在する」ということを明確にしました。そして、基本的人権を保障する日本国憲法に基づいて

「部落差別は決して許されない」

「部落差別を解消することが重要な課題」

との認識のもとに、部落差別のない社会を実現することを目的として定められています。

一部落差別問題とは一

日本の歴史の中で生まれ、つくられてきた我が国固有の差別問題です。特定の地域に関わりがあることや、祖先をたどると被差別身分につながることを理由に、現在も結婚や就職、その他の場面で差別や排除が起きている問題です。

なくそう！！部落差別



○ 部落差別問題について正しい認識を持ちましょう

2016年に部落差別解消推進法が制定されたことが示しているとおり、部落差別問題は未だ解決にいたっていません。部落差別問題の解決のためには、部落差別問題を知らない人が正しく認識すること、あるいは、誤った認識をもっている人がその間違いに気づき、その認識を改めること、さらに、私たち一人ひとりが自分自身で考え判断するという主体性のある生活態度や、差別を許さないという価値観をもって行動していくことが必要です。

この取組は、ほかのあらゆる差別を許さないということにつながっていきます。

○ 日常生活の中で、「人権感覚」を磨きましょう



私たちは、血筋や家柄、迷信などにこだわるなど、不合理な考えで判断してしまうことがあります。日々の生活の中で、噂や憶測で思い込んでいることはないでしょうか。差別や偏見をなくすためには、正しく理解・認識するとともに、自分自身で考え、行動していく態度を養うことが必要です。また、身の周りで偏見や差別にあったとき、周りの人たちと皆で考え、行動していく勇気と努力が大切です。

だれもが、ともに気持ちよく暮らせる社会にしましょう

「障害者差別解消法」

正式名称：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」2016（平成28）年4月1日施行



令和6年4月1日から、行政機関だけでなく、事業者にも合理的配慮の提供が義務化されました。

①「不当な差別的取り扱い」の禁止

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障害のない人にはつけない条件をつけることは禁止されています。

- （例）
- ・ 漠然とした安全上の問題を理由に施設利用を拒否する
 - ・ 診察などを後回しにすること 提供時間を変更又は限定する
 - ・ 保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない

②「合理的配慮」の提供

- （例）
- ・ 飲食店などで、車椅子のまま着席できるようにする
 - ・ 筆談によるコミュニケーションをとる など

「障がい」はその人自身にあるのではなく、「社会」の側にあるという考え方をもとに、障がいのある人の意思を尊重した対応をすることで、差別をなくし、誰もが暮らしやすい社会をつくっていきましょう。

ヘイトスピーチ解消法

正式名称：「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」
2016（平成28）年6月3日施行

ー ヘイトスピーチとはー

本邦外出身者（特定の国の出身者またはその子孫・在日外国人の二世・三世やそれ以降の世代も含む）であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動」のことで、人種差別・民族差別にあたります。



「LGBT 理解増進法」

正式名称：「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」
2023（令和5）年6月23日施行

ーLGBTとはー

- ・ レズビアン（同性を好きになる女性）
 - ・ ゲイ（同性を好きになる男性）
 - ・ バイセクシュアル（両性を好きになる人）
 - ・ トランスジェンダー
（生物学的・身体的な性、出生時の戸籍上の性と性自認が一致しない人）
- の頭文字をとったもので、上記4つのあり方に限らない性的マイノリティの総称として用いられています。

多様性が尊重され、不当な差別や偏見のない成熟した共生社会の実現をめざし互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

別府市人権啓発センター

別府市人権啓発センターは、本市の人権啓発の拠点として、また、市民の人権学習の場として設置しています。



どなたでもご利用いただけます！

設備概要	会議室・多目的室・調理室・多目的トイレ・受付・相談室 ○入口及び玄関にスロープ設置、館内はバリアフリー（段差なし）、盲導犬同伴可
所在地	〒874-0919 別府市石垣東 10 丁目 7 番 5 号（電話：0977-23-6163）
アクセス	【車】九州横断道路入口より約 3 分、JR 別府駅より約 10 分 【バス】JR 別府駅東口⇒24 番新港町・鉄輪経由 APU 線または 51 番 APU 線「娘田」バス停下車、徒歩約 1 分

○部落差別問題をはじめとする様々な人権問題に関連して

- ・お悩みごとなどの相談を受け付けています。
- ・書籍・視聴覚ソフトの貸し出しを行なっています。
- ・各種講座・教室を開講しています。
- ・会議室等の貸室を行っています。

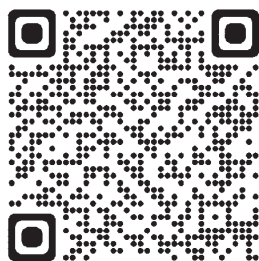
二次元コードはこちら



登録して安心！「本人通知制度」

現在、全国的に戸籍謄本や住民票の写しなどが、本人の知らないところで不正に取得されている事案が発生しています。これらの行為は、個人情報の不正取得のみならず、身元調査に利用され、結婚差別や就職差別などの人権侵害や犯罪などにも悪用される恐れがあります。こうした事案を防止・抑止するため、県内の各市町村では本人通知制度を行っています。

この制度は、本籍地・氏名などを表示する戸籍謄（抄）本や、住所・氏名・生年月日・性別などを表示する住民票の写し等を本人やその家族ではない第三者に交付した場合に、事前に登録した人に対してその事実を通知するものです。二次元コードからすぐに登録できます。



登録サイト

●実施内容

本人以外の第三者に、戸籍や住民票等の証明書を交付した場合、ご本人にその事実をお知らせします。本制度をご利用になる場合は、登録が必要です。

●登録できる方

別府市に住民登録している方・別府市に本籍を有する方

●手続窓口

別府市役所市民課・各出張所の窓口
※別府市人権啓発センターでも受け付けています。

「本人通知制度」に登録し、
悪質な人権侵害を防ぎましょう。

※くわしい内容は、
市民課（TEL0977-21-1135 直通）へお問い合わせください。

令和七年度 別府市小・中学生「人権作文」

別府市長賞

みんな同じ人間

別府市立中部中学校 二年 二宮 晃夢

僕は、父が外国人で、母が日本人だ。自分の見た目が、周りのみんなと少し違うことを、小さい頃からずっとわかっていた。鏡を見ると自分は自分なのに、なんだかみんなと違う。そう感じるたびに、心がだんだん痛んでいくような感じがした。小学校に入りたての頃、髪や肌の色など、見た目で呼ばれることが多かった。言っている本人達は、悪気がないのかもしれない。でも、僕にとっては、その言葉の一つ一つが、心に刺さりどんどん心が傷ついた。今思うと「人間」としてではなく、「ハーフ」としてしか見てもられないような気がして、すごくつらかった。一度こんなことがあった。新しい先生。これから始まる新たな出会いにわくわくしていた時、その先生に、「そのハーフの子」と言われたのだ。先生としては悪気がなかったのかもしれない。すぐに「足が速いハーフの子」と付け加えてくれた。でも、僕は、その言葉を聞いて胸が苦しくなった。「自分は、ただの自分なのに。」そう思って、くやしかった。

僕は、最近でも、鏡を見るだけで、みんなと違う存在なんだと、はつきり突きつけられたような気がしてしまう。でも、僕には、友達がいる。見た目などを、気にせずには遊んでくれる友達がいる。嫌なことを言われても、何もなかったかのように過ごした。でも、心の中では、学校に行きたくないと何度も思った。それでも僕が学校に行き続けることができていたのは友達がいるからだ。

そんな日々を繰り返すなか、自分の中で考え方が変わる出来事があった。きっかけは、陸上部だった。僕は、小学生の頃から陸上クラブチームに入っていたので迷わず入部した。練習は厳しいけれど、一つの目標に向かって頑張ることが楽しかった。

た。ある日の練習中、僕がタイムを大きく縮めたとき、先輩が「お前のその集中力、すごいな。」と言ってくれた。僕は、今まであまり内面のことを、ほめられたことがなかった。先輩は、僕の見た目ではなく、僕の「走ることが好きな気持ち」や、「一生懸命なところ」を見てくれた。先輩の何気ないその一言は、僕にとって、とても嬉しい言葉だった。

そのときから、僕は「自分は自分なんだ」と少しずつ思えるようになった。今では、代表委員もしている。休み時間には友達と他愛のない話で笑い合えるようになった。もちろん、今でもたまに、言われたくもない事を言われることもある。そのたびに、少しだけ心がチクツとする。でも、もう昔みたいに深く傷つくことはない。僕のことを「ぼく」として見てくれている人達がたくさんいるからだ。みんなと違うことは、恥ずかしいことではない。むしろ、僕の個性だ。お父さんの国と母さんの国の良いところを、僕は両方知っていて、持っている。二つの国の文化や良さを知っていることは、僕の強みなのかもしれない。僕は、この経験を通して、差別というものがいかに人の心を傷つけるかを知った。そして同時に、差別をなくすためには、過去にづらい思いをした僕が自ら何かに行動すること、そして特別なことではなく、目の前にいる一人ひとりを、その人自身として見ることの大切さも知った。

鏡の中の自分は、やっぱり周りのみんなとは少し違う。この見た目は、僕の大切な一部だ。周りのみんなに、僕の心を完全に理解してもらうのは難しいかもしれない。それでも、僕は自分の個性を大切にしていきたい。そして、いつか僕のこの見た目が「普通」になるような、そんな世界になってほしいと願っている。僕はただの「ハーフ」じゃない。僕は「二宮晃夢」だ。この作文を読んだ人達に、僕の心を少しでも感じてもらえたら嬉しい。そして誰かを「くだから」と決めつけるのではなく、その人のことをもっと知ろうとする。そんな優しい気持ちが広がっていくことを願っている。

2026(令和8)年度 人権啓発冊子 ヒューマンライツ

*ヒューマンライツ [Human-Rights(人権)] は、毎年、別府市が発行している人権啓発冊子です。

【編集発行】 別府市・別府市教育委員会・別府市人権問題啓発推進協議会

【協力】 別府市PTA連合会

●感想やご意見がございましたら下記へお寄せください。

別府市市民福祉部共生社会実現・部落差別解消推進課

〒874-8511 別府市上野口町1番15号 Tel. 0977-21-1291

